

(表)

別記様式第3号(第4関係)(その1-3)

### 田園・農村的利用ゾーン 景観形成基準適合確認判定表(建築物及び工作物)

届出者:		適合確認者:		
行為の場所:		ゾーン区分:田園・農村的利用ゾーン		
項目	景観形成基準	適合確認欄	具体的な取り組み	適合判定欄※
配置	<b>道路からの位置</b>			
	周辺と壁面線を調和させるとともに、道路等の公共施設に面する壁面の後退等により、オープンスペースを設け、ゆとりある町並みを形成する。			
	周辺から壁面線を大きく後退させる場合は、門や塀、植栽等の設置により、町並みの連続性を途切れさせない工夫をする。			
敷地内の配置				
	眺望を妨げない、景観に溶け込むような配置を工夫する。			
高さ	個々の建築物等の高さは極力おさえ、周辺の田園景観や背景の山並みとの調和に努める。			
形態意匠	<b>地域の特性と調和した形態意匠</b>			
	屋根の形状や壁面の形態意匠は、集落に調和したものとする。			
	地域の伝統的な建築様式等がある場合、その継承、一部での採用に努める。			
色彩	遠望する山並みや周辺の田園景観から突出した色の使用は避け、田園や集落の景観に調和した色調とする。			
素材	<b>地域の特性を踏まえた素材の採用</b>			
	周辺の自然環境等や集落と調和し、違和感のないものとする。			
	光沢のある材料や反射の生じる素材を多用しないようにする。			

(裏)

項目	景観形成基準	適合確認欄	具体的な取り組み	適合判定欄※
その他	<b>付帯設備</b>			
	屋外設備、屋上設備は、建築物と一体的なデザインとする等、道路等の公共空間からの見え方に配慮する。			
	<b>付属施設</b>			
	車庫や物置、倉庫等の付属物は、圧迫感を生じないようにし、周辺の景観と調和したものとなるように努める。			
	<b>緑化</b>			
	個人住宅・共同住宅の建築に当たっては敷地面積の3%以上を緑化するように努める。			
上記以外の店舗・工場等の建築に当たっては、敷地面積の6%以上を緑化するように努める。				
敷地内に既存樹木がある場合、保存と活用に努める。				
<b>特筆すべき具体的な取り組み</b>				

(備考)

1. 届出対象行為が、景観形成基準に適合しているか、確認をしてください。
2. 田園・農村的利用ゾーンの景観形成基準について、届出対象行為の適合確認を行ない、適合確認欄に✓(チェック)を記入してください。
3. 具体的な取り組み欄については、その景観形成基準に適合するため行なう取り組みを具体的に記入してください。
4. 特筆すべき具体的な取り組みの欄については、具体的な取り組みの中で、特に景観形成基準に適合するため行った取り組みについて、具体的に記載してください。
5. 適合判定欄※は、市が適合判定の際に使用しますので、何も記入しないでください。